

「旅館等の生活衛生関係営業における重症急性呼吸器症候群（S A R S）感染症防止対策のための自主管理マニュアル」の作成について

平成 15 年 11 月 10 日(月)

(財)全国生活衛生営業指導センター

理 事 長 山 下 真 臣

今般、アジア地域を中心として発生した「S A R S」について、コロナウィルスの特性からインフルエンザの流行と同時期に再流行することが懸念されており、海外からの宿泊客を受け入れている旅館等の生活衛生関係営業において利用客や従業員、施設の衛生管理等についてどのように対応すればよいのか不安視されていることから、当指導センターでは、平成 15 年 9 月 3 日「旅館業等における S A R S 関連自主管理マニュアル作成委員会」を設置し、営業者・従業員が日常的に取り組む必要のある具体的な衛生管理等の自主管理マニュアルの検討を行って参りましたが、本日の当作成委員会で最終的な意見を集約することができました。今後は早急に校正を行い、今月末までに関係業界等に周知する予定です。

1 趣旨

不特定多数の者が利用する旅館等を中心とした生活衛生関係営業施設において、衛生面での適切な対応や保健所等専門機関との迅速な連携によって、営業における S A R S 感染機会をできるかぎり除去し、従業員や利用客への感染拡大の防止を図ることが目的。

2 S A R S マニュアル作成委員会の設置

平成 15 年 9 月 3 日に「旅館業等における S A R S 関連自主管理マニュアル作成委員会」を設置（後記「自主管理マニュアル作成委員会構成員名簿」参照）

3 マニュアル作成委員会における検討状況

第 1 回 平成 15 年 9 月 3 日(水)

第 2 回 " 10 月 9 日(木)

第 3 回（最終） " 11 月 10 日(月)

※本月末までに広く関係団体等を通じ、マニュアルの周知を図るほか、従業員等向けのパンフレット「みんなでできるSARS対策」（マニュアルの概要版）も配布する予定。

4 SARSマニュアルの骨格

- ① SARSについて
- ② 日常における予防対策
- ③ SARSが疑われる者が利用したことが判明した場合の対応
- ④ 利用客からSARSへの感染を疑われるとして申し出があった場合の対応
- ⑤ 従業員又はその家族に感染が疑われる者が発生した場合の対応
- ⑥ 関係行政機関との連携
- ⑦ 報道対応
- ⑧ 風評に対する対応
- ⑨ 旅館・ホテル業において特に留意すべき事項

<参考>

生活衛生関係営業とは

生活衛生関係営業は、旅館・ホテル、理容、美容、興行（映画館）、公衆浴場、飲食店、喫茶店、そば・うどん店、すし店、中華料理、社交業、日本料理など17業種。

その多くは、経営基盤の弱い中小零細企業（事業所数130万、従業員652万人（総務省平成13年事業所企業調査））

「旅館業等におけるSARS自主管理マニュアル作成委員会」の構成員名簿

○委 員

座長	国立感染症研究所感染症情報センター感染症対策計画室長	谷 口 清 州
	東京都健康局地域保健部環境衛生課長	篠 田 林 歌
	大阪市保健所長	小 西 省三郎
	全国飲食業生活衛生同業組合連合会副会長	加 藤 隆
	全国旅館生活衛生同業組合連合会感染症対策委員長	多 田 計 介
	香川県ホテル旅館生活衛生同業組合副理事長	三 枝 邦 彦
	全国興行生活衛生同業組合連合会常務理事	眞 保 徳 義

○オブザーバー

厚生労働省健康局生活衛生課長	芝 田 文 男
〃 結核感染症課長	牛 尾 光 宏